

2009年10月8日

各 位

会 社 名 富士電機ホールディングス株式会社
代 表 者 取締役社長 伊藤 晴夫
(コード番号6504 東証・大証・名証第一部、福証)
問 合 せ 先 経営企画担当ゼネラルマネージャー
大澤 一裕
(TEL. 03-5435-7213)

電力用変圧器に関する欧州委員会の決定について

2009年10月7日、当社は、1999年6月から2003年5月までの期間、電力用変圧器に関する欧州競争法違反行為があったとして、欧州委員会より1,734,000ユーロ（約2億3千万円）の課徴金を課すことを決定した旨の通知を受領致しました。

欧州委員会による決定に関しては、その内容を精査した上で公正に対応していきたいと考えております。

なお、当社グループは、CSR（企業の社会的責任）を重視し、グループ内のコンプライアンスの徹底を図るべく、遵法推進委員会を中心として、遵守すべき社内ルールの制定、遵守状況の監視・監査、および遵法教育、ならびにヘルプライン制度による違法行為の未然防止等、遵法体制の強化を図っております。

本件に関する業績への影響については、現時点で未定です。

以 上